

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>児玉新町線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡上里町大字大御堂字阿保境六 二〇番四地先から同郡同町大字大御 堂字檜下六二八番一六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年十月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年八月二日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告 示第三号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長九九・八〇メートル</p>	<p>備 考</p>